

【 階層別 助成額上限表 】

<令和5年9月利用分まで>

階層区分 (注1)	第1子分		第2子以降分(注2)	
	0~2歳	3~5歳	0~2歳	3~5歳
A	25,000円 ※無償化給付あり	20,000円 ※無償化給付あり	25,000円 ※無償化給付あり	20,000円 ※無償化給付あり
B				
C	45,000円		50,000円	
D1~4	40,000円		45,000円	
D5~10	30,000円		35,000円	
D11~17	20,000円		30,000円	
D18~21	10,000円		25,000円	
D22・23	5,000円			
D24	0円			

<令和5年10月利用分以降>

階層区分 (注1)	第1子分		第2子以降分(注2)	
	0~2歳	3~5歳	0~2歳	3~5歳
A	25,000円 ※無償化給付あり	20,000円 ※無償化給付あり	25,000円 ※無償化給付あり	20,000円 ※無償化給付あり
B				
C	45,000円		67,000円	
D1~4	40,000円			
D5~10	30,000円			
D11~17	20,000円			
D18~21	10,000円			
D22・23	5,000円			
D24	0円			

(注1) 階層区分は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例に規定する階層区分に準じています。

(注2) 第2子以降分の考え方については、保育料の減免制度(令和5年度保育施設のしおりP45)に記載の内容と同様となります。